

番号	(1)①
項目	冒頭に述べた 4 人の方は餓死のリスクにおびえておられました。私たちは、このような状態は健康で文化的な最低限度の生活とは決して言えないと考えています。行政は果たすべき責任を果たしていないと考えています。大阪市の考えを示してください。
<p>(回答)</p> <p>生活保護は、生活保護法（以下「法」といいます。）や「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知 以下「実施要領」といいます。）等に基づき実施しております。</p> <p>保護の決定及び通知は迅速に行うよう心がけておりますが、法定期限である 14 日を越える場合には、法第 24 条第 6 項の規定に基づき、通知にその理由を記載しています。また、決定後は、すみやかに支給手続きを行っております。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話番号：06-6208-8012

番号	(1)②
項目	<p>私たちは、第4条第3項は健康で文化的な最低限度の生活を保障するために急迫保護の実施を定めていると考えています。大阪市は各区保健福祉センターに対して第4条第3項をどのように解釈し運用するように指示しているのかを明らかにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において「生活保護が必要な者に確実に保護が実施されるためには、相談を通じて真に急迫した状況（生存が危うい場合その他社会通念上放置し難いと認められる程度に状況が切迫している場合をいう。以下「急迫状況」という。）を的確に把握することも重要である。このためには、手持ち金及び預貯金の保有状況、家賃、負債、水道・電気等のライフラインに係る滞納状況等、急迫状況をはじめとする生活状況を的確に把握することが必要であり、必要に応じて、民生委員・各種相談員、保健福祉・社会保険関係部局、水道・電気等の事業者、住宅担当部局等の関係機関とも連絡・連携し、より確実に生活の状況を把握する。」と示されています。</p> <p>生活保護の実施については、法や実施要領、当該通知等に基づき、個別の状況を踏まえるものとなります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話番号：06-6208-8012

番号	(2)①
項目	<p>以前は生活保護の開始決定は 14 日以内になされ、決定後 3 日程度で保護費が支給されましたが、現状は大幅な遅れです。以前やれていたことが何故できなくなったのか。</p> <p>大阪市はその原因と理由をどのように考えておられるのか明らかにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>法第 24 条において、生活保護の申請があった場合、保護の実施機関である区保健福祉センター等は申請のあった日から 14 日以内に保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対し書面をもって、通知しなければならないと規定されております。また、資産及び収入の状況の調査等に時間を要す場合、その他特別な理由がある場合には 30 日まで延ばすことができると規定されています。</p> <p>保護の開始決定にかかる調査については、世帯の状況に応じて要する時間が異なるため、開始決定までに要する時間も異なるものと考えています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話番号：06-6208-8012

番号	(2)②
項目	初回保護費の支給は現金支給を基本とすべきだと考えています。何か問題があるのでしょうか？お答えください。
<p>(回答)</p> <p>「現業員等による生活保護費の搾取等の不正防止等について」（平成21年3月9日社援保発第0309001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において「生活保護費の窓口払いが行われている実施機関については、窓口払いの必要性を検討し、可能な限り縮減を図ること。」と示されており、これに基づき取り扱っております。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話番号：06-6208-8012

番号	(2)③
項目	「口座払いが原則」という法令上通知上の根拠があれば教えてください。 生活保護手帳の何ページに書かれているのでしょうか？
(回答) (2)② 回答のとおりです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話番号：06-6208-8014

番号	(2)④
項目	戸籍調査に関し大阪市は「行政のデジタル化」という国の方針に沿って郵便によらない別の方法を考えて頂き国に提案してほしいです。
<p>(回答)</p> <p>国が示す地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化について、各業務担当においてシステムの開発に向けて取組みを実施しており、本市の戸籍情報システムについては、令和8年1月より運用を開始する予定です。</p> <p>一方で、令和6年3月1日施行の戸籍法の一部が改正されました。当面の間、本籍地のある市区町村に発行の可否等の確認が必要となり、戸籍証明書等の発行及び交付に時間を要しておりますが、コンピュータ化されていない一部の戸籍及び除籍を除き、今後、本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書・除籍証明書を請求できるようになる予定です。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話番号：06-6208-8012

番号	(3)
項目	<p>①西成区保健福祉センターの10月12日付の回答において更生援護資金貸付は民生委員児童委員協議会が運営しているとのことですが、更生援護資金の原資は大阪市が補助金として支出していると推測しています。そうなら補助事業の名称は何ですか？令和5年度予算での補助金額はいくらですか？</p> <p>②更生援護資金の貸付限度額は平成27年度より大幅に減額されています。おそらくは大阪市の補助金額も大幅に減額されたのではないかと推測しています。平成26年度の補助金額はいくらでしたか？平成27年度の補助金額はいくらでしたか？減額されていた場合にはその理由は何ですか？</p> <p>③更生援護資金の貸付限度額はどこでどのようにして決められているのですか？大阪市はどのように関与しているのですか？更生援護資金運用委員会には大阪市の担当者は参加しているのですか？</p>
<p>(回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・更生援護資金貸付は、更生援護の必要のあるものの自立を支援することを目的に大阪市民生委員児童委員協議会が独自資金を元を実施している貸付制度であり、大阪市民生委員児童委員協議会が貸付額等を決めて貸し付けを行っています。</li> <li>・当該貸付については、大阪市民生委員児童委員協議会が運営規程を定めて運用しており、大阪市は補助金を支出しておりません。</li> <li>・大阪市民生委員児童委員協議会において更生援護資金事業運営の実施主体として更生援護資金運営委員会を組織しており、各区民生委員児童委員協議会において資金管理を適正に実施しています。</li> </ul>	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話番号：06-6208-7973